

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆様へ

**災害が頻発・激甚化しており一刻も早い備えが必要です！！**  
**施設の避難確保計画は提出されていますか？**  
 ～洪水等発生時に円滑かつ迅速に避難するために～

平成29年の水防法の改正により、ハザードマップ内の要配慮者利用施設※の管理者等は、避難確保計画の作成が義務付けられ、計画を作成し、市町に報告する必要があります。

※市町の地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。  
**あなたの施設は提出済みですか？**  
 貴所が対象施設か分からない場合は、裏面の市町にお問合せください。

## 洪水避難確保計画提出の手順

### ①まずはじめに！

- お手元に既に作成されている“防災に関する計画”をご用意ください  
 例) • 福祉施設や事業所の基準に関する条例等に基づく“施設内防災計画”  
 • 福祉・医療施設防災マニュアルに基づく“防災マニュアル”  
 • 学校保健安全法等に基づく“危機管理マニュアル”  
 • 上記の計画、マニュアルがない場合、消防法に基づく“消防計画”

### ②セルフチェックしましょう！

- お手元の“防災に関する計画”を水防法に基づく避難確保計画として提出することができます。
- 市町に提出する前に、別添のチェックシートで、必要項目のチェックを行い、備えられていない項目は追加しましょう。

### ③チェック後は！

- チェックリストを添えて施設の所在する市町に提出しましょう。

※作成のイメージ及びポイントは次ページを参照

市町・住所	窓 口	電 話 番 号	備 考 (まずはこちらをご覧ください)
下関市 下関市南部町1番1号	防 災 危 機 管 理 課	083-231-9333	<a href="http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1576986307741/index.html">http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1576986307741/index.html</a>
宇部市 宇部市常盤町一丁目7番1号	防 災 危 機 管 理 課	0836-34-8139	
山口市 山口市亀山町2番1号	防 災 危 機 管 理 課	083-934-2723	
萩市 萩市大字江向510	防 災 危 機 管 理 課	0838-25-3808	
防府市 防府市寿町7番1号	防 災 危 機 管 理 課	0835-25-2115	
下松市 下松市大手町3-3-3	総務課 防災危機管理室	0833-45-1832	
岩国市 岩国市今津1-14-51	危 機 管 理 課	0827-29-5119	
光市 【光市総合福祉センター】 (あいばーく光) 光市光井二丁目2番1号 ※高齢者支援課、福祉総務課、健康増進課、こども家庭課はこちら  【光市教育委員会】 光市光井九丁目18番3号 ※学校教育課、文化・社会教育課はこちら	高齢者支援課 (高齢者施設・介護保険施設の方) 0833-74-3003	福祉総務課 (障害者福祉施設の方) 0833-74-3001	学校教育課 (小学校・中学校の方) 0833-74-3602
	健康増進課 (医療施設の方) 0833-74-3007	こども家庭課 (保育所・保育事業所・幼稚園の方) 0833-74-3005	文化・社会教育課 (放課後児童クラブ(サンホーム)の方) 0833-74-3604
https://www.city.hikariga.jp/soshiki/2/bosai/kuurashi/1/2003.html			
長門市 長門市東深川1339番2	防 災 危 機 管 理 課	0837-23-1111	
柳井市 柳井市南町1-10-2	危 機 管 理 室	0820-22-2111	避難確保計画について <a href="https://www.city-yanai.jp/soshiki/6/hinanakuhokeikakusuibou.html">https://www.city-yanai.jp/soshiki/6/hinanakuhokeikakusuibou.html</a>
美祢市 美祢市大字大嶺町東分326-1	総務課 防災危機管理室	0837-52-1110	
周南市 周南市岐山通1-1	高齢者支援課 (高齢者福祉の方) 0834-22-8461	障害者支援課 (障害者支援施設の方) 0834-22-8463	こども支援課 (保育所・保育事業所・認定こども園・幼稚園の方) 083-22-8455
	地域医療課 (医療施設の方) 0834-22-8377	学校教育課 (小学校・中学校の方) 0834-22-8542	
山陽小野田市 山陽小野田市日の出一丁目1番1	総務課 危機管理室	0836-82-1122	<a href="https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/soshiki/2/hinan-kakuho.html">https://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/soshiki/2/hinan-kakuho.html</a>
周防大島町 周防大島町大字小松126番地2	総 務 課	0820-74-1000	
和木町 玖珂郡和木町和木1丁目1-1	企 画 総 務 課	0827-52-2136	
上関町 熊毛郡上関町大字長島503	総 務 課	0820-62-0311	
田布施町 田布施町大字下田布施3440番地1	総 務 課	0820-52-2111	
平生町 平生町大字平生210-1	総 務 課	0820-56-7111	
阿武町 阿武町大字奈古2636	総 務 課	08388-2-3110	

# 項目 ポイント 見本

① 防災体制

○役割分担表  
災害時の役割分担をできるだけ具体的に定めてください。

○避難の判断と動き  
洪水時等の「体制」やその体制ごとの「活動内容」、「対応要員」を定めてください。

役割	業務内容	担当者
総括管理者	○総括責任(避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般)	担当:○○施設長 代行者①…代行②…
情報収集伝達班	○気象情報、河川の情報、避難情報の収集を行う。 ○関係者及び関係機関との連絡を行う。	班長:○○副施設長 班員○○名 ○○…
避難誘導班	○使用する資機材の準備 ○施設利用者の避難誘導の実施 ○未避難者の確認	班長:○○事務長 班員○○名 ○○…

  

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	氾濫注意水位到達	情報収集、関係職員招集	情報収集伝達班
警戒体制(避難開始)	避難準備・高齢者等避難開始の発令(避難判断水位到達)	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導…	情報収集伝達班、避難誘導班
非常体制	避難勧告又は避難指示(緊急)の発令(氾濫危険水位到達)	施設全体の避難誘導…	避難誘導班…

② 情報収集・伝達

○気象情報、河川の情報、避難情報の取得方法を定めてください。

○防災関係機関への緊急連絡先も整備しておきましょう。

■収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット ▶ 気象庁HP ( <a href="http://www...">http://www...</a> ) ○市町防災メール(登録アドレス: )
水位情報 洪水予報 (佐波川、小瀬川、錦川、門前川、榎野川、仁保川、厚東川、島田川のみ) 洪水の危険度	テレビ、ラジオ、インターネット ▶ 山口県土木防災システム《水位情報、洪水予報》 ▶ 気象庁HP( <a href="http://www...">http://www...</a> )  ▶ 下関地方気象台HPの洪水警報の危険度分布のサイト
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告 避難指示(緊急)	○市町からのファックス ○市町防災メール(登録用アドレス: ) テレビ、ラジオ、インターネット

③ 避難誘導

○市町から配布されているハザードマップを参考に避難先、避難経路、移動手段などを定めてください。

【施設周辺の避難経路図】  
洪水時の避難先は、洪水ハザードマップの想定浸水域及び浸水深から、以下の場所とする。

**避難経路図**

施設及び避難先の位置と施設から避難先までの避難ルート

- 施設所在地
- 避難先
- 移動手段

④ 施設整備

○情報収集する設備、避難に使用する器具、食料・水などの備蓄品を定めてください。

避難確保資機材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資機材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー等
避難誘導	名簿(施設職員、利用者等)、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、常備薬等 施設内避難のための水、食料、寝具、防寒具等

⑤ 教育・訓練

○洪水を想定して、定期的に研修・訓練を実施しましょう。

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

- 防災に係る研修
- 防災訓練